

たうん

情報

あわびと訂正

広報うわじま7月号P6「ま
ちのわだい」に掲載した「身軽
に登城！宇和島城へロッカー寄
贈」記事内に誤りがありました。
訂正してお詫びします。

(誤) 宇和島ロータリークラブ
(会長 野本 正孝さん)

(正) 宇和島ロータリークラブ
(会長 野本 政孝さん)

市役所への問合せ先

□本 庁 ☎24-1111
□吉田支所 ☎52-1111
□三間支所 ☎58-3311
□津島支所 ☎32-2721
□宇和海支所 ☎62-0311

ぼしゅう

第9回 宇和島パール
デザインコンテスト

宇和島真珠と「真珠のま
ち 宇和島」を広く国内外
へPRするため、真珠の新
たな可能性を秘めたデザイ
ン画を募集します。

▽最優秀賞…副賞30万円

▽各部門賞…副賞5万円

▽入賞…相当数

【部門】

○ジュエリー部門 A・B

A…パールと貴金属・貴石

の組み合わせ

B…パールと異素材との自

由な組み合わせ

○オンザテーブル・自由部門

例…机の上に置いて楽しめ

るアイテム・シャンデ

リア・家具・タイル・

バッグ など

※国内外で未発表の実作可

能なデザイン画を募集し

ます(製品化されている

ものは除く)。

※各部門とも、和珠1つ以

上の使用を想定した作品

に限りません。

【応募締切】9月30日(水)(必着)

【応募方法】専用応募用紙

に必要事項を記入し、各部

門にて真珠を活用したデザ

イン画(A4サイズ)を提

出してください。提出作品

は返却しません。

※応募用紙・要項は、商工

観光課・各支所・市民

サービスセンターなどで

配布しているほか、ホー

ムページ (<http://www.city.uwajima.ehime.jp/ksaiya/umiko/>) からモ

ダウンロードできます。

【審査】1次審査(10月

中旬実施)を通過した作品

は、最終審査に向けて実作

品(実費応募者負担)を製

作してください。

※最終審査は、平成28年2

月にきさいや広場にて実

施予定です。

※詳しくは、お問い合わせ

ください。

【応募・問合せ先】〒798-1

8601 宇和島市曙町

1番地「宇和島パールデ

ザインコンテスト」事

務局(商工観光課内)

☎49-7023

✉brand@city.uwajima.lg.jp

第10回 市総合文化祭
囲碁大会 参加者

【とき】10月4日(日)

午前9時～

【ところ】きさいや広場

市民ギャラリー

【申込締切】8月21日(金)まで

【参加料】1,000円

【申込・問合せ先】文化・ス

ポーツ課 ☎49-7033

平成28年度第58回 宇和
島市民文化祭 参加団体

【開催期間】平成28年10月

10日(月)～12月(予定)

【ところ】南予文化会館・

生涯学習センター・市役所

など

【参加団体】展示・芸能・

文芸・生活文化などの行事

参加を希望する団体

※市文化協会に未加盟の団

体でもかまいません。

※南予文化会館使用の団体

は、複数団体で開催する希

望書を提出してください。

【参加料】無料(経費は団

体負担)

【申込・問合せ先】8月21日(金)

までに文化・スポーツ課文
化係 ☎内線2719へ

むつみ荘指定管理者

市障害者福祉センターむ
つみ荘の指定管理者を公募
します。

【指定期間】

平成28年4月1日～平成31
年3月31日(3年間)

【公募要項】8月3日(月)～

28日(金)に、福祉課障害福祉

係(23番窓口)で配布するほ

か、市ホームページからも

ダウンロードできます。

【問合せ先】福祉課障害福祉

係 ☎内線2152

水荷浦バレイショ
オーナー

遊子水荷浦にある1区画
約70㎡の段畑に種芋10kgを
植え付けます。

植え付け後、地元で管理

して収穫物はオーナーへ。

【年間費用】3万円

【募集期間】9月1日(火)まで

【定員】20人(先着順)

【申込・問合せ先】NPO
法人段畑を守るつ会事務
局 ☎ 090-11175-
2135・農林課 ☎ 49-
7022

もよおし

第10回 段畑夕涼み会

国の重要文化的景観である遊子水荷浦の段畑を、干本の竹灯籠で照らします。また、先着20人の人は、竹灯籠に願いごとを書くことができます。

【と き】 8月8日(土)

午後6～9時

※雨天中止。

【ところ】 遊子水荷浦 段畑
前広場

【内 容】 ステージイベン

ト各種、遊子漁協女性部によるキッチンカーでの販売など

【申込・問合せ先】 段畑夕涼
み会実行委員会事務局（遊
子公民館） ☎ 62-0850

市民パソコン講座

『パソコンで音楽を聴こう』

【と き】

（第1回） 8月27日(木) 午
前10時～11時30分

（第2回） 8月29日(土) 午
後2時～3時30分

※各1回の講座です。

【ところ】 生涯学習センター

【講師】 和田周子さん

【定 員】 14人（パソコン
持参の人は定員外でも受
付けます）

【受講料】 無料（資料代2
00円は受講者負担）

【持参品】 音楽CD、筆記
用具、パソコン（ある人）

【受付開始】 8月4日(火)
午前9時～

【申込・問合せ先】 生涯学習
センター ☎ 25-7514

IPU短大 生涯学習講座

○公開講座

【と き】 9月5日(土)

午後1時30分～3時

【ところ】 環太平洋大学短期
大学部 けやきキャンパス

【題 目】 生き生きつ子に
育てる子育てとは

～乳児期の子どもに、自立
心と主体性を育てる～

【講 師】 環太平洋大学短期
大学部 久徳 眞智子さん

【定 員】 50人程度

【受講料】 無料

【申込・問合せ先】 環太平洋
大学短期大学部 ☎ 22-31
26・22-0156 FAX 28
17081

✉ nic@aitan.ac.jp

宝くじ文化公演前進座公演 「芝浜の革財布」

【と き】 9月20日(日)

【ところ】 南予文化会館

【入場料】

（指定席） 2,500円

（自由席） 2,000円

※当日券は500円増。

【前売券販売所】 文化・ス
ポーツ課、南予文化会館、
道の駅きさいや広場、フジ

グラン北宇和島

※未就学児の同伴・入場は
「こ」遠慮ください。

【問合せ先】 文化・スポーツ
課 ☎ 49-7033

原子力施設見学会

エネルギーや原子力発
電、環境放射線などについ
て、分かりやすく説明しま
す。参加無料・昼食付き。

【と き】 8月18日(火)・25
日(火)・28日(金)

（バス発車時刻）

きさいや広場…午前8時45分
道の駅みま…午前8時55分
（見学時間） 午前10時～午
後2時50分

【ところ】 伊方発電所外周・
愛媛県原子力センターなど

【対 象】 県内在住の小学
生以上の人

【定 員】 各30人（先着順）

【申込方法】 電話または、
ホームページから申込書を
ダウンロードしてFAXで
申し込んでください。

※詳しくは、ホームペー
ジ ([http://www.pikara.
ne.jp/dr-sada/](http://www.pikara.ne.jp/dr-sada/)) 7月20
日から閲覧可能）を「覧
ください。

【申込・問合せ先】 公益財団
法人伊方原子力広報センター

☎ 0894-3812036

FAX 0894-3812026

おしらせ

障害者避難所 体験訓練

障がい者と地域住民など
の支援者が合同で、「南海
トラフ地震」を想定した避
難訓練を実施します。自助・
共助・公助の役割や災害時
の避難所などでの課題を確
認し、防災対策の充実を目
指します。参加無料。

【と き】 9月6日(日) 午
前10時～午後3時

【ところ】 総合福祉センター
※現地集合、現地解散。

【対象・定員】 障がいのあ
る人30人

【申込期限】 8月17日(月)

【訓練内容】 非常食による
食料供給訓練、簡易ベッド・
簡易トイレ組立および使用
体験、防災に関する講演会
など

【申込・問合せ先】（公財）愛
媛県身体障害者団体連合会
（松山市持田町）

☎ 089-92114772

FAX 089-92114844

おしらせ

危険物取扱者
試験・準備講習会

○試験

【と き】 10月25日(日)

午前10時～

【ところ】 吉田高校ほか

【受付期間】 8月28日(金)～

9月7日(月) (必着)

※電子申請は8月25日(火)～

9月4日(金)。

【試験の種類】 甲・乙・丙種の全種類 (吉田高校会場は乙種第4類と丙種)

【受験料】 甲種Ⅱ5,000円、

乙種Ⅱ3,400円、

丙種Ⅱ2,700円

※受験願書は消防本部・各分署にて配布しています。

○準備講習会

乙種第4類試験を対象とした準備講習会。

【と き】 9月18日(金)・19日(土)

午前9時～午後4時

【ところ】 消防本部 4階大会議室

【受講料】 会員Ⅱ6,600円、一般Ⅱ9,200円

【テキスト代】

▽法令・実務各1,400円

▽問題集 (乙種4類のみ) 1,700円

【問合せ】 宇和島地区危険物安全協会事務局 (消防本部予防課内) ☎22-

7501

就学援助制度

学校教育法には、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市は必要な援助を与えなければならない。」と明記されており、市教育委員会では義務教育期間中の児童生徒が安心して勉強ができるように、家庭の事情に応じて就学費用の一部を援助しています。

【援助対象】

▽市民税非課税世帯

▽児童扶養手当を受けている人

▽給食費などの支払いに困っている人

※収入による審査があります。収入額によって援助を受けられない場合があります。

【援助項目】 学用品費・給食費・修学旅行費・校外活動費 など

※学年などによって、援助対象は異なります。

※年度途中で家庭の状況などが変わった場合には申請ができます。詳しくは、お問い合わせください。

【申込・問合せ】 市内各小中学校または教育総務課 ☎内線2770

青年就農給付金事業

青年の就農意欲を喚起し、農業への定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を支給します。

【給付金】 年額150万円 (最長5年間)

※共同経営者の場合は、夫婦255万円。法人新設の場合は人数分。

【要件】

▽独立・自営就農であること
 ▽独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有して

いること

▽認定新規就農者 (農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者) であることなど

【提出方法】 申請書類は、本人が農林課へ持参してください。

【提出期限】 8月20日(木)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【問合せ】 農林課 ☎内線2816・2815

毎月勤労統計調査
特別調査

県は、厚生労働省の委託を受け、常用雇用労働者を154人雇用している事業所 (7月31日現在) を対象に、毎月勤労統計調査「特別調査」を実施します。

この調査は、事業所における賃金、労働時間、労働者の動向を都道府県別に明らかにする大切な調査です。

調査対象となる事業所には、8～9月に統計調査員

が訪問して調査票を作成しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

※調査票に記入された事柄は、統計法により厳しく秘密が守られ、統計以外の目的に用いられることは禁じられています。

【問合せ】 県統計課生活統計係 ☎089-1912-2267

若年求職者合同就職
面接会

県内企業60社程度が参加する合同就職面接会を開催します。

【と き】 8月20日(木)

○新規大卒者など (平成25年以降大学など卒業生、平成28年3月大学など卒業予定者)

午前10時～午後0時30分
 ○若年求職者 (45歳未満)

午後1時30分～4時

【ところ】 ひめぎんホール 真珠の間 (松山市道後町)

【問合せ】 ジョブカフェ愛 Work ☎089-1913-18686

障害者総合支援法 対象疾病の拡大

7月1日から「障害福祉サービスなど」の対象となる疾病が、151疾病から332疾病へ拡大されました。

対象となる人は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた場合は、療養生活を支援するため障害福祉サービスなどの利用が可能となります。

【対象者】 対象疾病に該当する人

※対象となる疾病については、お問い合わせいただくかホームページにてご確認ください。

【申請に必要な物】

▽申請書

▽対象疾病にかかっていることが分かる証明書類（診断書、特定疾患医療受給者証など）

【利用方法】 申請後、「障害支援区分の認定」や「支給認定」などの手続きを行い、「必要と認められたサービス」を利用できるようにします。

※詳しくは、お問い合わせください。

【提出・問合先】 福祉課障害福祉係 ☎ 49-17016

道路ふれあい月間

『いい出会い いい道からの贈り物』

生活の基本を支えてくれる道路。8月1日～31日は「道路ふれあい月間」です。この機会に改めて道路の重要性を考えてみましょう。

【気を付けましょう】

▽道路のL型側溝に個人の所有物を置かないでください。雨水の排水に支障をきたし、通行の妨げになります。

▽歩道の点字用ブロックに自転車などを駐輪しないでください。通行の妨げになり、視覚障害のある人にはとても危険です。▽庭木の緑は早い時期にせん定をお願いします。庭木が道路にはみ出すと、通行の妨げとなり、交通事故の原因となる場合があります。

あります。

【放置自転車の一斉撤去】

各道路管理者が、期間中に実施予定です。自転車などを路上に放置したままにしている人は、それまでに自宅へ移動し、保管してください。

また、道路の占用許可をはじめ、道路に関する苦情や相談などがありましたら、各道路管理者にお問い合わせください。

【問合先】

（一般国道56号） 国土交通省宇和島国道出張所 ☎ 22-3419
（一般国道320号・378号、県道） 宇和島地方局建設部管理課 ☎ 22-5211
（市道） 建設課 ☎ 内線2671



地域安全ニュース ぼうはんねっと

【子どもの水の事故防止】

夏は、水遊びや水泳など、水に親しむ機会が増えるため、水の事故も増える時期です。防犯協会では、地域の皆さんと協力して、水の事故防止のために、河川などに危険を知らせる赤い旗を設置しています。



この旗のある場所では遊ばない

【青少年の健全育成】

青少年の非行の始まりには、嘘をつく、言葉使いが悪くなる、夜間外出など何らかのサインがあります。日頃から子どもとの会話を大切にし、変化を見逃さないようにしましょう。

子どもの健やかな成長は、家族や地域全体の願いです。家庭・地域が一体となって守り育てましょう。

【問合先】 宇和島地区防犯協会（宇和島警察署内）

☎・FAX 22-8350



【問合先】 FMがいや

☎ 49-1769

✉ r-m@gaiya769.jp

http://www.gaiya769.jp/

風にのせて

月曜日 午前8時～ ㊥ 午前11時～

【パーソナリティ】

YOSHIKO 家森 佳子 さん



オリジナル曲、大好きな歌、懐かしい歌を聴いていただきながら、歌とおしゃべりで、頑張るあなたを応援します♪

宇和島の身近な情報もご紹介します。

※各番組への感想やリクエストも受け付けています。



平成27年度の国民健康保険料 (保険証・認定証の更新、国保高額療養費制度)

平成27年度 国民健康保険料

国民健康保険制度は、加入者の皆さんがお金（保険料）を出し合い、加入者の仲間が医療機関などにかかったときに、その医療費（窓口で支払う自己負担分以外）を、保険者である市国保が支払う「助け合いによる医療保険制度」です。

市国保の加入者数は、年々減少していますが、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより、1人あたりの保険給付費が増加傾向にあります。

今年度の保険料率は、前年度と同じ保険料率に据え置くことにしましたが、安定した保険運営を行うためにも、日ごろから健康維持に心掛け、医療費抑制にご協力をお願いします。

※所得などの状況により、保険料が高くなる場合があります。

あります。広報うわじま8月号P13の表をご確認ください。

保険証の更新

7月下旬に8月1日から1年間使用する保険証を世帯主宛に郵送しました。同じ世帯の国保被保険者全員の保険証を同封しています。保険証の住所、氏名、有効期限などを必ず確認してください。

※保険料に滞納がある場合は、有効期限が短い保険証となっています。

※平成28年7月1日までに65歳になる退職被保険者または70歳になる人、平成28年7月31日までに75歳になる人は有効期限が短い保険証となっていますが、有効期限までに新しい保険証が郵送されます。

遠隔地被保険証の更新

施設などに入所している、(遠)保険証を使っている人には、保険証を郵送していません。窓口で更新の申請をしてください。

【必要なもの】平成27年4月1日以降の施設入所証明書、印かん、届出をする人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

【申請場所】市民課または各支所市民保険係

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国保に加入している人の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までです。8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に更新をしてください(7月中は更新できません)。※保険料に滞納がある場合は

は認定証は交付されません。また、70歳以上で住民税課税世帯の人は更新手続きが不要です。

【更新が必要な人】

- ・現在、医療機関で入院している人(入院予定の人)
- ・高額な外来診療を受けている人
- ・過去1年以内に91日以上入院した人(住民税非課税世帯の人のみ)

【必要なもの】印かん、保険証、現在お持ちの限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証

※過去1年以内に91日以上入院した人は、そのことを証明する領収書など(住民税非課税世帯のみ)を持参してください。

【申請場所】保険健康課(17番窓口) または各支所市民保険係

国保高額療養費制度

1カ月(月の1日から末日まで)にかかった医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請して認められると、差額分が

高額療養費としてあとから支給される制度です。支給対象となった人には、診療月の翌々月下旬に、保険健康課から通知のハガキを送付します。

【申請に必要なもの】

通知のハガキ、医療費の領収書、世帯主の振込口座が分かるもの(漁協は除く)、印かん

【注意事項】

▽ハガキが届くまで高額療養費の手続きはできません
 ▽診療内容の再審査などにより通知が遅れる場合があります
 ▽自己負担限度額や計算方法は、年齢、住民税課税状況などにより異なります
 ▽診療月の翌月1日から2年を経過すると時効のため申請できなくなります

【問合先】保険健康課保険業務係 ☎内線2134・2180 または各支所市民保険係

【国保料の算定方法・賦課の対象者など】

区分	按分方法	賦課の算定方法	医療分保険料	後期高齢者支援分 保 険 料	介護分保険料
応能割	所得割	世帯被保険者の基礎控除後 総所得金額 × 所得割率	8.30%	2.20%	1.67%
	資産割	世帯被保険者の固定資産税額 (土地・家屋のみ) × 資産割率	29.50%	7.00%	6.30%
応益割	均等割	世帯被保険者数 × 均等割額	25,200円	5,760円	6,120円
	平等割	世帯数 × 世帯別平等割額	29,200円	7,680円	5,400円
最 高 限 度 額			52万円	17万円	16万円
賦課の対象者			国保被保険者全員に賦課		40～65歳未満の 国保被保険者に賦課

※保険料の7割・5割・2割軽減の対象になった場合は、均等割と平等割がそれぞれ10分の3・10分の5・10分の8になります。



臨時福祉給付金・子育て給付金

消費税の引き上げによる影響を踏まえ、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

臨時福祉給付金

【支給対象者】 基準日（平成27年1月1日）において、市に住民登録されており、平成27年度分の住民税が課税されていない人。
次の人は、対象になりません。

- ①平成27年度分の住民税が課税される人に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者となっている人
 - ②基準日から支給決定がされるまでに死亡した人
- 【支給額】 対象者1人につき6,000円

※平成27年度は、昨年度のような加算措置はありません。

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】 基準日（平成27年5月31日）において、市に住民登録されており、平成27年6月分の児童手当を受給している人

※特例給付を受給している人は除きます。

【対象児童】 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護制度の被保護者にあたる児童も対象です。

※平成27年6月1日から支給決定がされるまでの間に死亡した児童は対象外です。

申請手続・給付金の支給

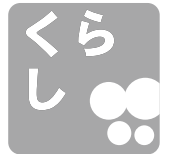
【申請方法】 7月下旬に対象者へ郵送される申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に返送、または、市役所の給付金窓口・各支所に提出してください。

【受付期間】 8月1日(土)～平成28年1月31日(日)(消印有効)
※原則、郵送による受付となりません。

※窓口での受付は、8月3日(月)～平成28年1月29日(金)の執務時間に行います。

【給付金の支給】 申請内容を審査し、支給(不支給)の結果を通知します。給付金の支給は、申請書に記載された口座へ平成27年10月以降に振り込み予定です。

【問合せ・申込先】 福祉課
(給付金担当専用) ☎491
7086または吉田・三間・津島支所福祉環境係



児童扶養手当・特別児童扶養手当 特別障害者手当・障害児福祉手当

■児童扶養手当制度

ひとり親家庭に対する自立を支援し、児童福祉の増進を図るために支給される手当です。母子家庭だけでなく、父子家庭も対象です。手当を受給するには、申請（認定請求）が必要です。

【支給要件】

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母、または、監護かつ生計同一の父など

▽父母が婚姻を解消

▽父または母が、死亡、一定の障がいを持っていて、生死が明らかでない、1年以上遺棄している、裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など

※受給には所得制限など一定の条件があります。

【支給手続】

提出書類は、支給要件により異なります。福祉課ま

たは各支所福祉環境係にお問い合わせのうえ、必要書類を揃えて申請してください。申請の翌月分から支給されます。

【支払期日】 4、8、12月の各11日

〈現況届の提出を忘れずに〉

児童扶養手当を受給している人（全部支給停止の場合も含む）は、現況届を提出してください。

【提出期間】 8月3日（月）～7日（金） 午前9時～午後4時

【提出場所】 市役所 801会議室または吉田・三間・津島支所福祉環境係

【提出書類】 受給状況により異なります。7月下旬に各受給者へ通知する必要書類をご確認ください。

※現況届を提出しないと、8月分以降の手当が受給できなくなります。

※平成26年中の所得が未申

告の人は、認定ができません。所得申告をすませてください。

※現況届が未提出で、2年を経過した場合、時効により資格がなくなります。該当する人は、必ず現況届を提出してください。

■特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある児童を養育している家庭に、児童の生活や福祉の向上を目的に支給する手当です。

【支給対象】

「1級手当」該当

▽身体障害者手帳1～2級程度、または、療育手帳A程度の心身に障がいのある児童の保護者

「2級手当」該当

▽身体障害者手帳3～4級（4級は一部）程度やこ

れと同程度の心身に障がいがある児童の保護者

■特別障害者手当 障害児福祉手当

在宅で、特に重度の障がいが重複しているなど、日常生活に常時介護を必要とする人に支給する手当です。

【支給対象】

特別障害者手当

▽国民年金（障害基礎）1

級程度の異なる障がいが重複している人、身体障害者手帳1・2級程度の障がいと重度の知的障がいまたは精神障がいのいずれかが重複している人など

障害児福祉手当

▽重度の身体障がいまたは精神障がいのある人、最重度の知的障がいの人、重度の知的障がいと重度の身体障がいを合併する人など

【支払期日】 5、8、11、2月の各10日

〈現況届（所得状況届）の提出を忘れずに〉

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人は、現況届（所得状況届）の提出が必要です。提出がない場合、8月分以降の手当が受給できません。

【提出期間】 8月17日（月）～9月4日（金） 午前9時～午後4時（土・日曜日は除く）

【提出場所】 福祉課障害福祉係（23番窓口）または吉田・三間・津島支所福祉環境係

【提出書類】 受給している手当により異なります。8月上旬発送予定の通知を確認してください。

【問合先】

○児童扶養手当

福祉課児童福祉係 ☎内線

2141

○特別児童扶養・特別障害者・障害児福祉手当

福祉課障害福祉係 ☎内線

2110

または吉田・三間・津島支所福祉環境係



市有地の購入者募集（先着順・抽選）

市有地の購入を希望する人は、専用紙で申し込んでください。

○先着順

【受付期間】 8月3日(月)～平成28年2月2日(火)（執務時間中）

【関係書類の配布期間】

7月27日(月)以降の執務時間中、財政課管財係にて配布しています（市ホームページからもご覧になれます）。

【購入者の決定】

申込資格確認後、受付先着順※同一の日に、同一物件に複数の申し込みがあった場合は抽選。

○抽選

【受付期間】 8月3日(月)～24日(月)（執務時間中）

※申し込みは1人1区画に限ります。

【関係書類の配布期間】

8月3日(月)以降の執務時間

中、財政課管財係にて配布しています（市ホームページからもご覧になれます）。

【購入者の決定】

申込者が複数の場合は、抽選により購入者を決定します。申込者が1人の場合は、その人

※今回の募集により、購入者が決定しなかった場合は、9月1日(火)から先着順で再度公募します。詳しくは、市ホームページに掲載予定です。

【抽選日時】 8月26日(水) 午前10時

○共通注意事項

【申込できない人】

▽契約を締結する能力がない
▽破産者で復権を得ない
▽地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められ、その事実があった後2年を経過していない人

※そのほかにも申込資格条件がありますので、必ず関係書類を確認してください。
※資格審査で購入をお断りする場合があります。

【契約条項】

契約の締結は、売り払い決定の通知を受けた日から起算して10日以内とします。

【納付方法】

次のいずれかの方法で納付してください。

▼契約締結日に全額納付

▼契約締結日に売買代金の10%以上の金額を契約保証金として納付し、残金を指定期日までに納付

【注意事項】

※購入希望者は、必ず関係書類を確認してください。

※現地説明会は開催しませんので、各自で現地確認をしてください。

※詳しくはお問い合わせください。

【申込・問合先】 財政課管財係 内線2438

物 件	先着順	抽選第 1	抽選第 2
所在地	野川甲1237番17	和霊東町 3 丁目 701番 7	和霊東町 3 丁目 701番13
地 目	宅 地		
面 積	246.70㎡ (74.62坪)	219.33㎡ (66.34坪)	208.01㎡ (62.92坪)
売払価格	969 万円	1,265 万円	1,200 万円
用途地域	第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%容積率 200%）		
接面道路 (道 幅)	北側市道 約 4.0 m 西側市道 約 4.0 m	西側市道 約 5.5 m	
上水道	引込可		
下水道	公共下水道に接続		
ガ ス	都市ガス引込可		

